

○国土交通省告示第五百十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十六条の四第四号の規定に基づき、非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件（平成十二年建設省告示第千四百十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 令第二百二十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次のイ又はロのいずれかに該当するもの
- イ 避難階に存する居室等にあつては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの
- ロ 避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあつては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第二百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が二十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの
- 二 床面積が三十平方メートル以下の居室（ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた二室は、一室とみなす。）で、地上への出口を有するもの又は当該居室から地上に通ずる建築物の部分に次のイ又はロに該当するもの
- イ 令第二百二十六条の五に規定する構造の非常用の照明装置を設けた部分
- ロ 採光上有効に直接外気に開放された部分

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十六条の四第四号に規定する避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものは、令第二百二十六条の二第一項第一号に該当する窓その他の開口部を有する居室及びこれに類する建築物の部分（以下「居室等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 避難階に存する居室等にあつては、当該居室等の各部分から屋外への出口の一に至る歩行距離が三十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの
- 二 避難階の直下階又は直上階に存する居室等にあつては、当該居室等から避難階における屋外への出口又は令第二百二十三条第二項に規定する屋外に設ける避難階段に通ずる出入口に至る歩行距離が二十メートル以下であり、かつ、避難上支障がないもの

附 則

この告示は、公布の日から施行する。